

船舶事故調査報告書

令和4年1月12日

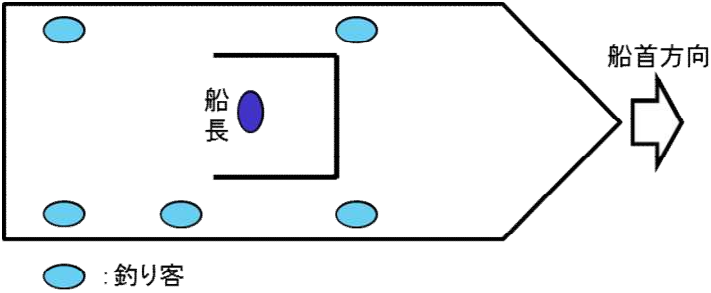
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年1月21日 09時40分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市神島北西方沖 神島港北防波堤灯台から真方位307° 1.3海里（M）付近 （概位 北緯34° 33.7′ 東経136° 57.3′）
事故の概要	遊漁船俊盛丸は、南東進中、プレジャーボート海平丸は漂泊中、両船が衝突した。 俊盛丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、海平丸は、左舷船橋上部外板に圧損等を生じた。
事故調査の経過	令和3年1月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 俊盛丸、4.4トン AC3-37402（漁船登録番号）、個人所有【船長A】 9.98m（Lr）×2.98m×0.81m、FRP ディーゼル機関、355kW、平成3年10月10日 第240-30310号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 海平丸、2.8トン 240-64995愛知、個人所有【船長B】 6.62m（Lr）×2.56m×1.30m、FRP ガソリン機関（船外機）、165.5kW、平成25年11月
乗組員等に関する情報	A 船長A 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年2月3日 免許証交付日 平成29年10月25日 （令和5年2月28日まで有効） B 船長B 68歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年10月28日 免許証交付日 平成29年12月1日 （令和5年10月27日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 操舵室左舷上部に圧損、左舷船尾部防舷材に切損、左舷船尾部手すりに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮流 北西流約0.8ノット (kn) (伊良湖水道)
事故の経過	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、釣りの目的で、令和3年1月21日07時00分ごろ愛知県師崎町師崎漁港を出港し、神島北西方沖の横瀬付近で流し釣りを行っていたが、釣果が十分でなく、釣りのポイントを変えようと一旦釣りを中断した。</p> <p>船長Aは、操舵区画の椅子に腰を掛け、GPSプロッター及び魚群探知機（以下「魚探」という。）を作動して、ポイントを探す目的で、魚探で魚影を探して時々目視で見張りをを行い、手動操舵によって約4.5knの対地速力で航行を開始した。（図1参照）</p> <div style="text-align: center;">  <p>● : 釣り客</p> </div> <p>図1 A 船の船長A及び釣り客の配置</p> <p>船長Aは、南東進中、09時40分ごろ衝撃を感じたので機関を中立運転とし、B船と衝突したことを認め、B船から離れようとして機関を後進運転とした。</p> <p>船長Aは、A船の釣り客に異状がないことを確認して機関を適宜使用し、B船に接近して声をかけた。</p> <p>船長AはB船の乗船者の状況及びB船が自力航行可能であることを確認した後、携帯電話で師崎漁業協同組合に本事故の発生を連絡し、A船は10時10分ごろ神島漁港に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者B」という。）1人を乗せ、釣りの目的で07時30分ごろ愛知県蒲郡市所在のマリーナを出航し、横瀬付近で漂流して釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、横瀬付近で釣果がなく魚探を見ても魚影がなかったので、漂流を止めて漁船が集まっている横瀬南西方のコンサ礁に向かって移動を開始した。</p> <p>B船は、船長Bが魚探で魚影を見つけたので、付近にいる数隻の船舶と約200m離して船首を東方に向け、機関を中立運転として漂流</p>

	<p>を開始した。</p> <p>船長Bは、漂泊して右舷船尾甲板で釣りをしていたところ衝撃を感じ、A船と衝突したことを認め、同乗者Bに異状のないこと及びB船が自力航行可能であることを確認した。</p> <p>B船は、10時10分ごろ神島漁港に入港し、海上保安庁に本事故の発生の通報を行った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船の損傷状況 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、A船船長としての経験は約29年であり、神島北西方沖を毎年150回程度航行しており、同沖の航行経験は豊富であった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、航行中、天候が良く、視界が良好であったので、レーダーを作動しないで、目視で見張りを行っていた。</p> <p>船長Aは、流し釣りのポイントを探す際、A船の直下のみを表示する魚探を見ながら釣りの場所を移動していた。</p> <p>船長Aは、本事故後、A船船首部がB船の左舷外板を滑りながら操舵室左舷上部に衝突したと思った。</p> <p>船長Bは、B船船長としての経験は約8年であり、横瀬付近の航行経験は豊富であった。</p> <p>船長Bは、漂泊前に周囲の状況を目視で確認した後、釣りに意識を向けていたので、作動していた操舵室内のレーダーを見ておらず、左舷船尾方から接近するA船に気付かなかった。</p> <p>B船は、本事故当時、同乗者Bが操舵室の中のトイレに入っており、左舷側には誰もいなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、神島北西方沖において南東進中、船長Aが釣り客の流し釣りの釣果を上げようと思い、魚探の魚影に意識を向けて航行を続けたことから、B船に接近していることに気付かず、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、神島北西方沖において船首を東方に向けて漂泊中、船長Bが右舷船尾甲板で釣りに意識を向けていたことから、左舷船尾方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、神島北西方沖において、A船が南東進中、B船が船首を東方に向けて漂泊中、船長Aが、釣り客の流し釣りの釣果を上げようと思い、魚探の魚影に意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、右舷船尾甲板で釣りに意識を向けていたため、A船がB船に接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害軽減に役立つ事項として、次</p>

	<p>のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行中、又は漂流中においても、特定の作業等に意識を向けることなく、常に周囲の見張りを適切に行うこと。・ 船長は、他船と衝突した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

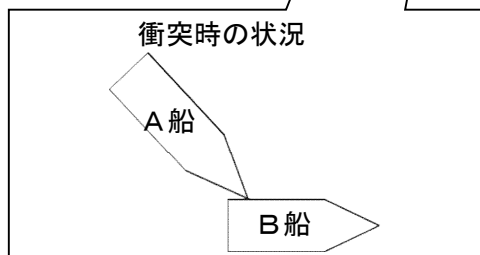
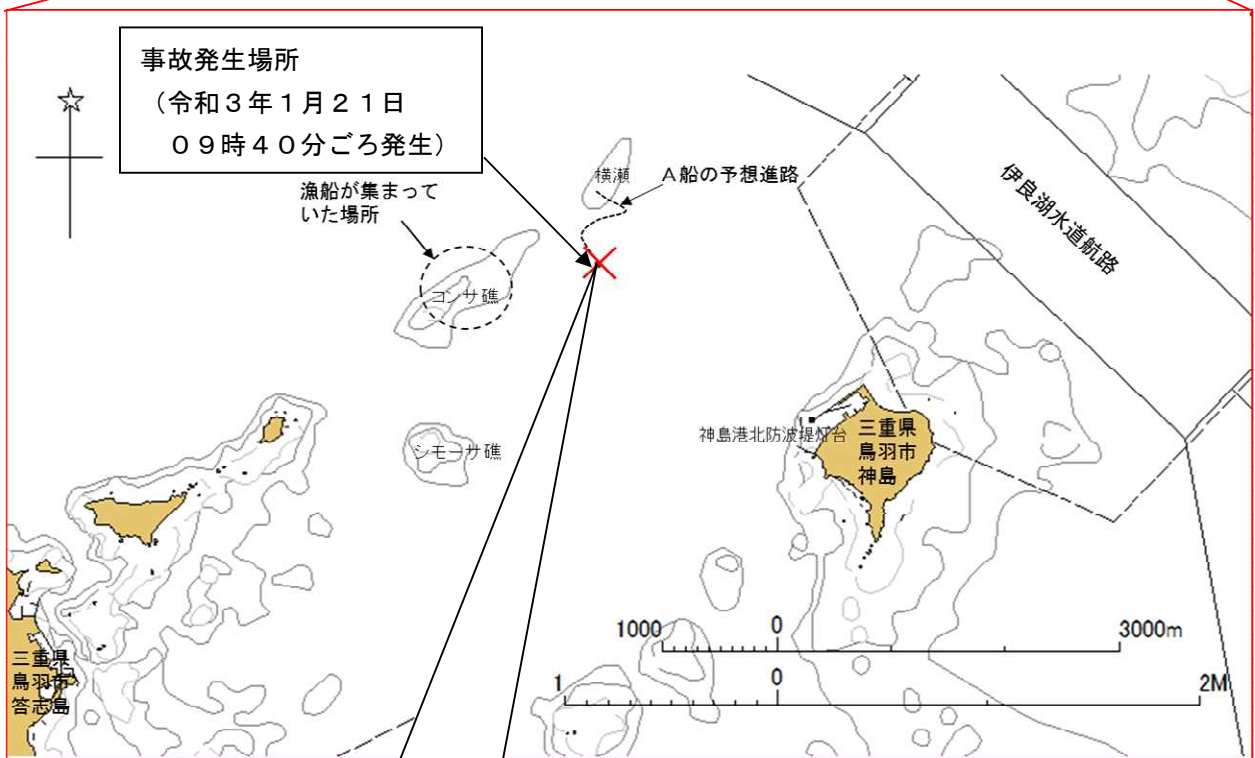
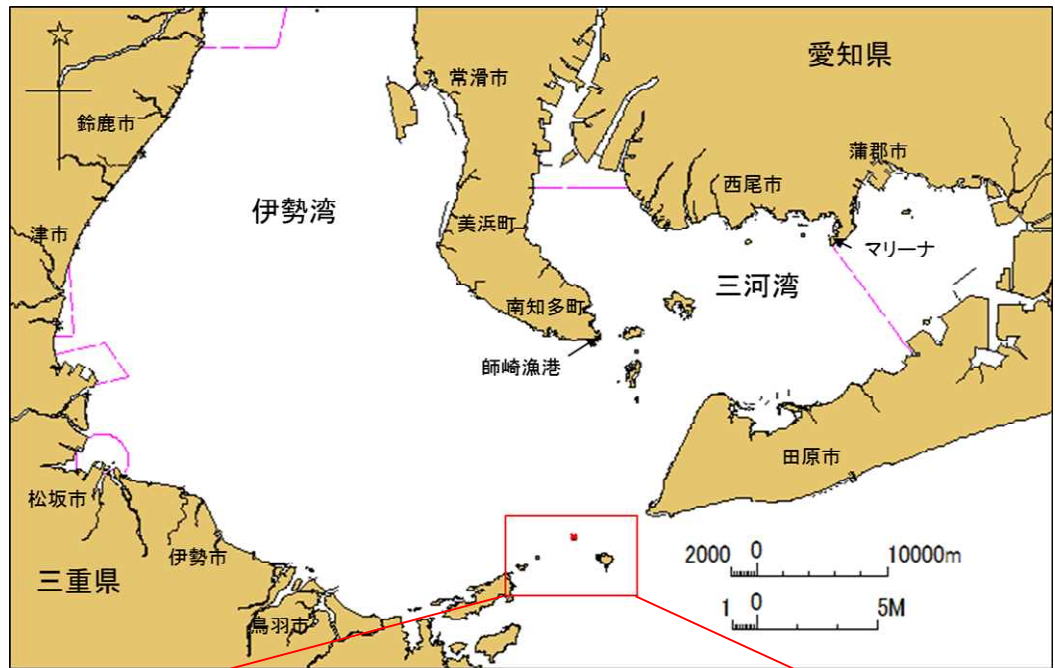


写真1 A船の損傷状況



写真2 B船の損傷状況

操舵室左舷上部に圧損

左舷船尾部手すりに破損



左舷船尾部防舷材に切損

